

観光地域づくり法人（DMO）の 安定的な財政支援について

【担当省庁】内閣官房、内閣府、国土交通省

新型コロナウイルス感染症の影響により、インバウンドがほぼ皆無となり、先行きが見通せない中、DMOが引き続き観光資源の掘り起こしや磨き上げによる魅力向上、観光客受入れのための環境整備の取組を継続し、WITHコロナ、POSTコロナ時代にあっても稼げる地域づくりの基盤をしっかりとつくっておくことが重要である。

伝統産業や文化財などの活用による観光を入口とした地域づくりにDMOが務めているが、経営の安定化のための財源確保が必要であるため、次の観点から財政支援を行っていただきたい。

○DMOは地方創生をけん引する組織であるため、地域の内外での調査・調整機能に係る公的資金の担保や職員の雇用環境の安定化、さらには安心安全な旅づくりのための自主財源の強化が必要であることから、**地方創生の第2期においても地方創生推進交付金の所要額の確保及び積極的な採択**をお願いしたい。

○地域の伝統行事の旅行商品化や賑わいづくり、古民家再生や民泊推進による宿泊施設の拡充など地域経済の活性化に繋げる取組には、専門人材の確保・育成が必要であることから、当分の間、**人材確保のための基金や財政支援制度等を創設**していただきたい。

- ・ 農家民泊や空店舗等の活用をコーディネートする専門人材
（例 建築士、インテリアデザイナー）
- ・ 観光地域づくりを移住や定住に繋げるまちづくりの専門人材
（例 スポーツ・文化観光のコーディネーター）

【現状・課題等】

- 多数の観光客の訪問により観光消費額は着実に増加していたが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い観光客は激減し、事業者は大打撃を受け疲弊
- 観光客を呼び戻すためには、地域づくりそのものが重要。しかしながら、新たな生活様式に対応する推進体制を構築できる自主財源がないことが課題

京都府 の担当課	政策企画部 企画参事(075-414-4527) 商工労働観光部 観光室(075-414-4854)
-------------	---

【国の事業等】

■「日本版DMO」形成・確立に係る手引き（第3版） 平成30年3月〔観光庁〕

日本版DMOがマネジメント機能を有し、観光地域づくりを推進するためには、経営戦略を立て、効果的に事業を執行する「専門人材」を確保し、その持てる能力を活かせるようにすることが不可欠

■観光地域づくり法人の登録制度に関するガイドライン 令和2年4月〔観光庁〕

国は、観光地域づくり法人における人材確保・育成の支援を進めるとともに、全国的なセミナー・研修会や連絡調整会議等の開催を通じて、観光地域づくり法人間の横の連携を高め、地域で抱える課題の共有・優良事例の横展開等を図る。

■地方創生推進交付金〔内閣府〕 1,000億円

【京都府の取組】

■京都府観光総合戦略に基づく取組の展開

▶ 平成30年6月に知事を本部長とする「観光戦略総合推進本部」を設置し、観光関連産業を中心にしつつ、あらゆる産業が観光の視点を持って成長する指針として平成31年3月に「京都府観光総合戦略」を策定

▶ 本戦略では、「めざす将来像」として、「一人一人のニーズに合致した満足度の高い観光の実現」や、「観光を入り口とした地域経済の活性化と京都産業全体の好循環の創出」を掲げ、7つの重点プログラムに取り組んでいる。

- (1) 広域連携に関する取組
- (2) 「もうひとつの京都」構想の深度化と相互連携
- (3) 観光を支える人材確保・育成
- (4) 「京都観光」の最大の強みである文化資源を活かした地域振興と持続的な発展
- (5) 観光を入り口にした、MICEをはじめとする多様な交流による産業と地域の振興
- (6) 観光を支える基盤づくり
- (7) マーケティングに基づく誘客活動

■「もうひとつの京都」の取組

海、森、お茶など地域を代表するテーマのもと、「京都」のブランド力を活かして地域自らが魅力を再発見し、磨きをかけることで地域共生を図る。エリア毎に、構想策定・戦略拠点整備・DMO設立を通じ、観光地域づくりに取り組んでいる。

	DMO設立	SAVOR JAPAN認定
海の京都	平成28年6月	平成29年12月
森の京都	平成29年3月	平成30年12月
お茶の京都	平成29年3月	平成30年12月